

上田市中小企業・小規模企業振興基本条例 概要

【目的】

中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、基本理念を定め、市の責務、中小企業者の努力等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【中小企業振興に関する基本理念】

- (1) 中小企業者・小規模企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重すること。
- (2) 中小企業が地域経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識のもとに行うこと。
- (3) 市、中小企業をはじめとする関係者の連携・協力により取り組むこと。
- (4) 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえ、必要な配慮をすること。

【責務と役割】

（市の責務）

基本理念及び施策の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

（中小企業者の努力）

事業の持続可能な成長と発展を図るため、主体的かつ積極的に経営基盤の強化及び経営の革新に努める。

（中小企業関係団体等の役割）

高い専門性を生かし、中小企業者の経営基盤強化や経営革新等に対して主体的、積極的に取り組むよう努める。

（大企業の役割）

中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割を理解し、市の中小企業振興策に協力するよう努める。

（教育機関等の役割）

職業観の形成や地域産業に関する学習等を通じて、中小企業活動による本市発展への貢献について理解を促すとともに、中小企業と連携して地域の将来を担う人材の育成に努める。

（金融機関の協力）

中小企業者が経営基盤強化等に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて支援するよう努める。

（市民の理解と協力）

中小企業振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産され、製造され、又は加工される商品の購入、提供されるサービスの利用等を通じて中小企業の健全な発展に協力するよう努める。

【施策の基本方針】

- (1) 経営の安定及び改善を促進すること。
- (2) 経済・社会情勢の変化に適応した支援を行うこと。
- (3) 生産性の向上及びサービスの効率化により事業の付加価値を高めること。
- (4) 人材の育成、確保及び定着並びに雇用の創出を促進すること。
- (5) 円滑な資金調達を推進すること。
- (6) 産学官金の連携を推進すること。
- (7) 創業を促進すること。
- (8) 労働環境の改善を促進すること。
- (9) 円滑な事業承継を促進すること。
- (10) 中小企業の振興に資する情報発信を充実すること。
- (11) 地域資源の利活用による産業の活性化及び新産業創出を促進すること。

【意見の聴取等】

市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を聞く機会を設け、効果的な施策の実施に向けた検討を行うものとする。

【財政上の措置】

市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。